

令和6年度特定健康診査等委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。後期高齢者医療の被保険者の健康診査を含む。以下同じ。）、健康増進法に基づく健康診査（以下「特定健康診査等」という。）について、須崎市ほか別紙1委託元保険者一覧表に示す国保保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人高知県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、特定健康診査等を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙2健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙3実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

3 特定健康診査等において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 乙若しくは実施機関が実施した特定健康診査等について、乙若しくは実施機関がその特定健康診査等の結果に係るデータを有している場合には、乙若しくは実施機関は、特定健康診査等の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。なお、開示を行う場合の郵送料については、乙又は実施機関が受診者本人から徴収するものとする。

5 特定健康診査の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（高知県国民健康保険団体連合会とする。以下「国保連合会」という。）への送付を行うものとする。

6 健康増進法に基づく健康診査の実施結果は、甲の委託を受けて決済を代行する機関（高知県総合保健協会とする。以下「決済機関」という。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 実施機関は、特定健康診査を実施する場合には、(a) 実施機関に対して甲の発行する特定健康診査受診券を提示した上で、(b) 次の各号のいずれかの方法（以下これらの方法を個別に「オンライン資格確認等」という。）により実施機関から保険資格の確認を受けた者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とするものとし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(1) オンライン資格確認（マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。）

(2) マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認

(3) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認

(4) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認

(5) 有効期限内の被保険者証の確認

2 健康診査は、健康増進法第19条の2に基づく者を対象とし実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 委託料は、別紙4内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券の券面に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙4内訳書に定める支払条件に基づき、国保連合会に請求するものとする。

2 第1項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

4 健康増進法に基づく健康診査の委託料は、決済機関に請求するものとする。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月28日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の28日。）を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、実施機関に国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

4 健康増進法に基づく健康診査の委託料は、甲と決済機関との間で定める日に、実施機関に決済機関を通じて請求額を支払うものとする。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 実施機関が、第3条第1項又は第2項に違反して特定健康診査等を実施した場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定健康診査等に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

2 実施機関が特定健康診査受診券等を確認し、またオンライン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断することができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する特定健康診査等は甲の費用負担とし、甲は実施機関に対して代行機関を通して請求額を支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券等に記載された内容と異なる業務・請求を行

った場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定健康診査等に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

#### （再委託の禁止）

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

#### （譲渡の禁止）

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### （事故及び損害の責任）

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

#### （個人情報の保護）

第12条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙5個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各市町村において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

#### （業務等の調査等）

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

#### （契約の解除）

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
- (5) 反社会的勢力がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 反社会的勢力をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用しないこと。
- (7) 反社会的勢力がその経営または運営に実質的に関与しないこと。
- (8) いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、または便宜を供与する等直接的または積極的に反社会的勢力の維持または運営に協力し、または関与しないこと。
- (9) 業務に関し、反社会的勢力が経営または運営に実質的に関与していると認められるものであることを知りながら、これを利用しないこと。
- (10) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、または第三者に損害を加えることを目的として、反社会的勢力を利用しないこと。
- (11) その役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(反社会的勢力からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第16条 甲または乙は、この契約に係る事務または事業の遂行に当たって反社会的勢力による不当若しくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる行為(以下この条において「不当介入」という。)を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(協 議)

第17条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

委託者(甲)

須崎市ほか34保険者

契約代表者

須崎市

高知県須崎市山手町1-7

市長 楠瀬耕作

受託者(乙)

一般社団法人高知県医師会

高知県高知市丸ノ内1-7-45

会長 野並誠二